

令和2年第4回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和2年12月16日 開会

令和2年12月18日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和2年第4回新十津川町議会定例会

令和2年12月16日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - (1) 事務報告
 - (2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 随時監査結果報告
 - (6) 一部事務組合議会報告
 - (7) 議員研修報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 報告第8号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
- 第8 報告第9号 専決処分の報告について
- 第9 報告第10号 専決処分の報告について
- 第10 議案第73号 新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第11 議案第74号 新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第12 議案第75号 新十津川町後期高齢者医療に関する条例及び新十津川町債権管理に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第13 議案第76号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第14 議案第77号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第10号）
(内容説明まで)
- 第15 議案第78号 令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(内容説明まで)
- 第16 議案第79号 令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第17 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について
(内容説明まで)

第18 一般質問

◎出席議員（11名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	後木満男君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中畑晃君
--------	------

◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。

依然として北海道内は、新型コロナウイルスの新規感染者数が増えています。感染拡大に伴い生活に影響を受けている皆さまに対して、心よりお見舞いを申し上げます。

また、ひっ迫する医療現場において、この感染症治療に当たっている医療関係の皆さまの献身的な努力に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

私たちも、感染拡大防止のためにマスクの着用や手洗いの励行、また、新北海道スタイルの実践により、感染のリスクを回避する行動を徹底していかなければなりません。一日も早い感染症の終息を願いつつ、町民の生活の安定、福祉の向上のために全力で取り組んでまいりたいと思います。

それでは、定例会の初日は町民憲章を朗読するのが通例でございますが、これを割愛いたしまして、ただ今から、令和2年第4回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただ今出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、小玉博崇君。6番、杉本初美君。兩名を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

定例会の運営について報告を求めます。

西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、議会運営委員会報告を行います。

開催日時は、令和2年12月11日でございます。場所は、議会委員会室でございます。出席者につきましては、記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林副町長、寺田総務課長のご出席をいただいております。

協議事項。

1、令和2年第4回町議会定例会の会期は、議案等を考慮し、12月16日から12月18日ま

での3日間といたしたいとするものでございます。

日程については、裏面に記載のとおり執り進めるものでございます。

付議案件は、条例の一部改正4件、令和2年度会計補正予算3件、公の施設の指定管理者の指定1件、報告3件の計11件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

一般質問の通告は、お二人、3件の内容となっております。

請願、陳情等の受理状況につきましては、12月10日現在、要望1件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けてございます。

以上で、議会運営委員会報告といたします。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から12月18日までの3日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月18日までの3日間に決定いたしました。

◎4番、鈴木康裕議員からの発言

○議長（笹木正文君） ここで、鈴木康裕議員から、第3回定例議会での自らの発言に関して発言が求められていますので、これを許可いたします。

4番、鈴木康裕君。

〔4番 鈴木康裕君登壇〕

○4番（鈴木康裕君） 議長のお許しをいただきましたので、ここで貴重なお時間を拝借して、私の9月定例議会における言動について、皆さま方に謝罪をしたいと思っております。

一般質問又は議案審議事に感情的になり、皆さんの前で不適切な発言、不快な態度をとり、不愉快な思いをした方が少なからずおられたかと思っております。この場を借りて、改めてお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

地方自治法に定められている条項に抵触し、議会の品位を汚し、議事進行に支障をきたすような言動をしてしまいました。当時、体調不良であったことを差し引いても、余りある行動であったことをいたく反省しております。

今後は議会の規律、議員の行動原則について学び直し、議員として責務を誠実に全うすることで、信頼回復に努める所存であります。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（笹木正文君） ただ今、鈴木議員から第3回定例会における自らの発言に対してお詫びがございました。

ここで、鈴木議員に申し上げます。

議場における発言は、町民を代表して選ばれた責任を持って臨んでいる議員の発言ですので、今後は、このことを肝に銘じ、議会の品位を重んじて臨むよう新十津川町議会会議

規則第102条に基づき注意いたします。

なお、令和2年9月10日の決算審査特別委員会の冒頭、挨拶で発した他町村の人物に関する事項及び翌11日の定例会本会議において、一般会計補正予算案の質疑で発した人名に関する事項については、本人又は遺族に対する配慮が必要であることから、この部分については、個人情報保護の観点に立ち、議長の会議録調整権により閲覧及び配付用の会議録から削除することといたします。

私議長といたしましても、今回の顛末において、町民の皆さま、町長はじめ理事者、そして、監査委員、管理職の各位、そして、議員各位に不愉快な場を生じさせてしまったこととお詫び申し上げますとともに、今後の議事進行におきましては、慎重に取り計らってまいりますので、よろしく願いをいたします。

◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査審査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の定期監査結果報告、5番の随時監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、6番の一部事務組合議会報告であります。石狩川流域下水道組合議会、中空知広域市町村圏組合議会、滝川地区広域消防事務組合議会、中空知衛生施設組合議会、空知教育センター組合議会及び中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告は、出席議員から報告資料が所定の棚に保管されていることから、それを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、7番の議員研修報告ですが、派遣議員から研修報告書が提出されており、事務局に保管されていることから、それを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

これをもちまして、日程第4、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、行政報告を行います。

行政報告につきましては、お手元に資料が配付されております。

したがって、資料の配付をもって、行政報告といたしますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告につきましても、お手元に資料が配付されております。

この件についても、資料の配付をもって教育行政報告といたしますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第7、報告第8号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました報告第8号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について、別添のとおり報告する。

なお、内容につきましては、教育委員会事務局長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 後木満男君登壇〕

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、議長のご指示をいただきましたので、報告第8号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について説明をさせていただきます。

別添の令和元年度教育行政事務の管理執行状況点検、評価報告書の1ページをお開きください。

この報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表するものです。

昨年から本会議において報告させていただいておりますので、変更のない箇所につきましては省略いたしまして、簡潔な説明を心掛けたいと思いますのでよろしくお願いたします。

2の点検評価の対象から4の点検評価結果の構成の説明は、前年と同様でございます。省略をさせていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。

教育委員会の開催状況及び活動状況を記載しております。また、報告、議案の案件名につきましては、別添資料1、定例会、臨時会議案及び報告に整理して記載をさせていただいております。後ほど、お目通しをいただきますようお願いいたします。

それでは、報告書の4ページからの点検評価の結果について説明をいたします。

政策の目標は、学校教育と社会教育の2つに分けて掲げてございます。

学校教育につきましては、学校教育環境の充実、学校給食の充実という2つの施策について事業を実施しております。

各施策の評価結果の説明につきましては、(1)の施策の目標から(3)指標の測定方法につきましては変更がございませんので省略いたします。(4)の目標値及び達成値か

ら（7）次年度への重点的取組みを中心に概要を説明させていただきます。

一つ目の施策、学校教育環境の充実では、標準学力検査の結果が前年度の点数を上回る科目の割合、目標値90パーセントに対しまして、達成値は71.4パーセントです。

目標値を前年度の点数を上回る科目の割合としていることから、年々点数が上がることで目標の達成が難しくなる部分もございます。令和元年度では約7割の科目で成績が前年より上昇しているという見方もできるというふうに考えております。

今後の取組といたしましては、基礎基本的な学習内容の定着化や生活習慣の改善とともに、新学習指導要領への対応やICT環境の充実を図るものとしております。

5ページ、二つ目の施策、学校給食の充実では、学校給食における生鮮野菜の町内産使用割合の目標値44パーセントに対しまして、達成値が44.2パーセントと上回っております。

今後の取組といたしましては、引き続き地元で栽培された生鮮野菜や地元の加工品を中心に使用した学校給食を提供し、地産地消を図るとともに、郷土の食文化を取り入れたおいしい学校給食を提供し、食育の推進も図ってまいります。

続きまして、6ページからになります。

社会教育でございます。

社会教育につきましては、社会教育活動の推進、青少年健全育成の充実、読書活動の促進、文化活動の促進、スポーツ活動の促進の5つの施策について事業を実施しております。

一つ目の施策、社会教育活動の推進では、体験学習事業の参加率が目標値が71パーセント、達成値が92.0パーセントです。

子供を対象とした体験講座等は高い参加率を保っておりますが、社会教育団体の会員の高齢化や減少により活動が停滞傾向にございますので、引き続き、団体活動の活性化のため支援に取り組んでまいります。

二つ目の施策、青少年健全育成の充実では、青少年の健全育成に対する住民アンケートの満足度について、目標値が78パーセントに対し、達成値は68.0パーセントで目標値に達していません。

少子化による少年団や子ども会等の会員数が減少しておりまして、活動が縮小傾向でございます。また、役員の担い手不足の課題もございますので、各団体と協議の機会を設けながら、現状や課題を共有し指導育成を行っていくとともに、青少年健全育成町民会議を中心といたしまして、学校、地域、行政が一体的に連携し、活動の活性化が図られるよう支援を行ってまいります。

三つ目の施策、読書活動の促進では、一人当たりの貸出冊数について、目標値6.5冊に対し、達成値は4.6冊であり、目標値を下回っております。

これは、各家庭のインターネットの普及とともに個々のスマートフォンの普及が加速し、図書館に行かなくても情報が得られることが読書離れの大きな要因と考えております。

図書館の運営につきましては、住民アンケートにおいて高い満足度を示しておりますので、今後も図書館を利用し本を借りていただくための取組やPR活動などを充実させてまいります。

四つ目の施策名、文化活動の促進では、文化活動に対する住民アンケートの満足度について、目標値78パーセントに対しまして、達成値は68パーセントで、目標値に達しており

ません。

各文化団体の会員の減少や鑑賞事業等の来場者の固定化傾向などが課題でございますので、文化団体と課題を共有し活動の支援を継続するとともに、町民が文化事業や音楽事業に幅広く参加していただけるよう、実施事業の内容について工夫をしてみたいと考えております。

五つ目の施策名、スポーツ活動の促進では、スポーツ大会、体験等の参加率は、目標値75パーセントに対し、達成値85パーセントと上回っております。

少子高齢化の影響などから既存のスポーツ団体の活動は若干低迷傾向にございますが、スポーツクラブの活動は参加者が増加しております。

また、積極的にスポーツに取り組んでいる人と取り組んでいない人の2極化が見られますので、スポーツ協会等と連携し、誰もが年齢や体力に応じて手軽にスポーツ活動に取り組むことができる機会を提供し、一・一運動を推進してまいります。

以上、報告第8号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の内容の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第8、報告第9号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第9号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

4ページをお開き願います。

専決第7号、専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決年月日は、令和2年12月1日であります。

1、契約の目的、新十津川町庁舎建設事業建築主体工事第1期。

2、議決報告年月日及び議案報告番号、平成31年3月15日議案第19号、令和元年11月29日報告第7号であります。

3、契約金額の変更内容、(1) 変更前の額10億7,365万円。

(2) 変更後の額10億7,855万6千円。

(3) 増減額490万6千円の増でございます。

4、変更の理由、1階エントランスホールにおけるカフェコーナーの追加、床タイルの仕様変更及びサイン表示数の増による請負額の変更が生じたことによるものでございます。

以上、専決処分の提案理由及び内容の説明といたします。ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） お伺いいたします。このカフェを設置する目的、それから、運営の形態あるいは運営の担い手について、内容を少し教えていただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 7番議員のご質問にお答えをいたします。

今回のエントランスホールの設計変更の部分でございますが、障害者就労支援を目的としましたNPO法人から、そのエリアを使ってカフェコーナーで活動したいということの要望をいただきまして、当初、設計にはございませんでしたが、そういったことで設計変更で対応して、そこにカフェコーナーを設けたというようなことでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） 7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 運営の形態なんですけれども、そのカフェコーナーを置いて、その事業をNPO法人に委託をするということなのか、それとも、運営主体は町であるけれども、そこにNPO法人が毎日通って来てくださって出店というか営業をするという形態になっているのですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 運営形態につきましては、後ほどご説明いたしますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 7番、西内議員よろしいですか。

それでは、後ほどということ。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

それでは先ほどの7番、西内議員の質問に関しては、後ほどということ。

それでは、質疑を終わります。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） それでは、今の報告第9号に関しては、後ほどもう一度答弁をしてからということで、次の日程第9、報告第10号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第10号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

6ページをお開き願います。

専決第8号、専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決月日は、令和2年12月2日でございます。

1、契約の目的、新十津川町庁舎建設事業機械設備工事。

2、議決年月日及び議案番号、平成31年3月15日議案第21号。

3、契約金額の変更内容、（1）変更前の額2億7,432万円。

（2）変更後の額2億7,516万7千円。

（3）増減額84万7千円の増。

4、変更の理由、1階エントランスホールにおけるカフェコーナーの追加による請負額の変更が生じたためでございます。

以上、専決処分の提案理由及び内容の説明といたします。ご承認賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

先ほどの日程第8、報告第9号の件がございますので、ここで暫時休憩といたします。

〈暫時休憩〉

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

それでは、報告第9号、専決処分の報告のところの質疑について答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 時間をとってしまいまして申し訳ございませんでした。

先ほどの運営形態の話でございますけれども、その場所をそのNPO法人にお貸しをして、その部分のエリアでNPO法人が活動するというところでございまして、委託とかそういうことではございません。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 報告事項ですので、あまり詳しくお聞きするのともうかと思うのですが、例えば、その場所を貸すというのは、機械設備、什器備品などは町で作りますということなんですが、貸すということは、例えば、光熱水費などは法人の方から頂

くような形の運営形態になるのでしょうか。少し教えていただければと思います。

○議長（笹木正文君） 建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 使用料等につきましては、今後の話し合いになるのですが、そういった光熱水費等につきましては、別途お支払いを頂くという契約になろうかと思えます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それでは、質疑はほかにないようですので、報告第9号、専決処分の報告及び報告第10号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第73号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第73号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第73号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正について。

新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

特定非営利活動法人新十津川町体育協会の名称変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容について説明申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願いたいと思えます。

提案理由にございましたように、新十津川町体育協会が新十津川町スポーツ協会という形で名称変更がされたことによる条例の変更をするものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、スポーツ協会に変わった令和2年10月1日から適用をするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくおご審議上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第73号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第74号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第74号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第74号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正について。

新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

有効期限を延長し、引き続き町民の安全で安心することのできる生活を確保するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願いたいというふうに思います。

この中で、この条例につきましては、令和3年3月31日をもっての時限立法としてございましたけれども、それを令和4年3月31日まで1年延長をするものでございます。

附則としては、この条例は、公布の日から施行するという事としてございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第74号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第75号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第75号、新十津川町後期高齢者医療に関する条例及び新十津川町債権管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第75号、新十津川町後期高齢者医療に関する条例及び新十津川町債権管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町後期高齢者医療に関する条例及び新十津川町債権管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

12ページをお開き願いたいと思います。

提案理由でございます。

令和2年度地方税制改正における地方税に係る延滞金等の割合の引下げに鑑み、後期高齢者医療の保険料等に係る延滞金の割合の特例に関し所要の改正を行う必要があるため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第75号、新十津川町後期高齢者医療に関する条例及び新十津川町債権管理に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税制改正における地方税に係る延滞金等の割合の引下げに鑑み、新十津川町後期高齢者医療に関する条例及び新十津川町債権管理に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明申し上げますので、5ページをご覧ください。

この改正条文は、後期高齢者医療に関する条例の一部改正の第1条関係と、債権管理に関する条例の一部改正の第2条関係の2条で構成されております。

初めに、第1条関係の附則第2項は延滞金の割合の特例の定めで、延滞金の割合を現行の日本銀行法第15条の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した特例基準割合から、市中金利の実勢を踏まえ、本則第7条第1項の規定にかかわらず、租税特別措置法第93条に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合を用い、定義語を延滞金特例基準割合と改め、その割合が年7.3パーセントに満たない場合は、納期限の翌日から1か月を経過した場合にあっては、当該割合に年7.3パーセントを加算した割合とし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は当該割合に年1パーセントを加算した割合とするものでございます。

6ページに移りまして、第2条関係の附則第3項につきましても同様に延滞金の割合の特例の定めで、特例基準割合を延滞金特例基準割合に定義語を改めるとともに規定の整備を行うものでございます。

ちなみに、11月に令和3年の平均貸付割合が0.5パーセントと告示されたことから、令和3年の延滞金の割合は納期限の翌日から1か月を経過した場合は年8.8パーセント、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は年2.5パーセントとなり、令和2年より0.1パーセント引下げとなっております。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。議案書の11ページをご覧ください。

附則の第1項では、施行日を令和3年1月1日と定めてございます。

次に12ページに移りまして、第2項では、改正後の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用する旨を規定してございます。

以上、新十津川町後期高齢者医療に関する条例及び新十津川町債権管理に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第75号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、11時まで休憩といたします。

(午前10時45分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◎議案第76号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第76号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第76号、新十津川町国民健康保険

税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

14ページをお開き願います。

提案理由でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、軽減判定所得基準に関し所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第76号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、個人所得課税において給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円振替える見直しがなされたことから、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにするため、新十津川町国民健康保険税条例について、軽減判定所得基準の見直しと合わせて関連する規定の整備を行うものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明申し上げますので、7ページをご覧ください。

第21条は国民健康保険税の減額の定めで、第1号の7割軽減措置に関する規定は、軽減の対象となる所得基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、新たに同一世帯に一定額以上の給与及び公的年金等の収入があり所得税法に規定する控除を受けた納税義務者並びに被保険者及び特定同一世帯所属者が2人以上いる場合には、その合計人数から1人を差し引いた人数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯が軽減の該当となります。

8ページの中段、第2号の5割軽減措置に関する規定は、第1号の規定に基づく算出額に被保険者及び特定同一世帯所属者数に28万5千円を乗じた額を加算した金額を超えない世帯に改め、第3号の2割軽減措置に関する規定は、第1号の規定に基づく算出額に被保険者及び特定同一世帯所属者数に52万円を乗じた額を加算した金額を超えない世帯に改めるものでございます。

9ページに移りまして、附則第2項は公的年金等に係る所得の課税特例の定めで、65歳以上の世帯主又は被保険者もしくは特定同一世帯所属者が公的年金等控除を受けた場合における本則第21条の規定の適用については、課税所得を地方税法第703条の5に規定する総所得金額の次に及び山林所得金額を加え総所得金額と山林所得金額の合算額とし、公的年金等収入金額110万円を125万円に改めるものでございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。議案書の13ページをご覧ください。

附則の第1項では、施行日を令和3年1月1日と定めてございます。

次に第2項では、改正後の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について

適用する旨を規定してございます。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第76号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第77号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第77号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第10号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案77号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第10号。

令和2年度新十津川町一般会計補正予算第10号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億346万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,802万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の追加は、第2表、継続費補正による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第77号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第10号につきまして、内容をご説明申し上げます。

24ページ、25ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額3,680万4千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。計16億781万8千円。

16款、道支出金。補正額5千円。これは、北海道から権限移譲を受けております旅券発

給事務に係る交付金でございます。計5億5,272万円。

19款、繰入金。補正額減額の7,311万円。これは、新庁舎建設事業に係る財源として庁舎建設事業債を充当するため、庁舎建設基金繰入金7,668万8千円を減額、総合健康福祉センター改修事業に公共施設事業債を繰り入れて充当するため400万円を増額、観光PR推進事業の減額分90万円をふるさと応援基金繰入金から減額、子ども生活応援事業における新とくきっずカードの準備経費に充当するため子ども夢基金47万8千円を増額、これらの合計額でございます。計7億9,309万8千円。

20款、繰越金。補正額5,875万4千円。これは、前年度繰越金を財源充当するものでございます。計6,650万9千円。

21款、諸収入。補正額91万2千円。これは、未熟児養育医療で入院日数の増加による対象者に係る自己負担分の徴収金に係る増額分1万2千円と、JR札幌線廃線に係る町PR事業に対する北海道市町村振興協会からのいきいきふるさと推進事業助成金90万円の合計額でございます。計3億9,751万1千円。

22款、町債。補正額8,010万円。これは、庁舎建設に係る書庫、書棚等の什器整備とネットワーク移設に係る庁舎建設事業債7,710万円と、移動系防災行政無線更新事業に充当するデジタル防災行政無線更新事業債300万円の合計額でございます。計25億7,362万9千円。

歳入合計。補正額1億346万5千円、計100億7,802万6千円。

次に、歳出。

2款、総務費。補正額2,758万6千円、計28億6,931万2千円。財源内訳、特定財源、国道支出金2,715万9千円、地方債7,710万円、その他減額の7,668万8千円、一般財源1万5千円。

3款、民生費。補正額729万円、計17億2,558万3千円。財源内訳、特定財源、その他で447万8千円、一般財源281万2千円。

4款、衛生費。補正額102万8千円、計5億6,604万9千円。財源内訳、特定財源、その他1万2千円、一般財源101万6千円。

6款、農林水産業費。補正額1,800万円、計9億3,256万円。財源内訳、一般財源1,800万円。

7款、商工費。補正額640万2千円、計3億2,492万2千円。財源内訳、特定財源、その他で0円、一般財源640万2千円。

8款、土木費。補正額135万9千円。計8億8,942万2千円。財源内訳、一般財源135万9千円。

9款、消防費。補正額0円、計4億7,226万5千円。財源内訳、特定財源、地方債で300万円、一般財源減額の300万円。

10款、教育費。補正額4,180万円、計6億2,620万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金965万円、一般財源3,215万円。

歳出合計。補正額1億346万5千円、計100億7,802万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金3,680万9千円、地方債8,010万円、その他減額の7,219万8千円、一般財源5,875万4千円でございます。

次に、22ページ、23ページにお戻り願いたいと思います。

まず、継続費補正についてご説明を申し上げます。

第2表、継続費補正。追加でございます。

款、3款民生費。項、1項社会福祉総務費。事業名、総合健康福祉センター改修事業。総額、1,000万円。年度及び年割額、令和2年度400万円、令和3年度600万円。これは、新庁舎移転に伴う組織再編に係るゆめりあの改修を本年度から来年度にかけて行うため、継続費として追加するものでございます。

次に、債務負担行為補正でございます。

第3表、債務負担行為補正。追加でございます。

事項、総合健康福祉センター執務環境整備業務。期間、令和2年度から令和3年度まで。限度額、250万円。これは、庁舎移転に係るゆめりあの改修が整い次第、再編移動後に必要な備品等を設置することとなりますが、ゆめりあの改修が令和3年度にかけても行われることから、当該備品等の納期を考慮し、債務負担行為補正を追加するものでございます。

次、事項、アートの森彫刻体験交流促進施設管理運營業務（令和3年度から令和7年度まで）。期間、令和2年度から令和7年度まで。限度額、新十津川町アートの森彫刻体験交流促進施設の管理に係る指定管理者との協定に基づく額。これは、来年度から5年間かぜのびの指定管理を行うに当たり、指定管理者の指定を行う本年度を含めて令和7年度までの債務負担行為補正を追加するものでございます。

次に、変更でございます。

事項、庁舎建設事業（外構工事その1）。変更前、2,000万円。変更後、2,500万円。これは、庁舎建設事業の車庫等建設事業での外構工事の工区割などの変更に伴い、外構工事その1にアスファルト舗装や張芝などを追加するため限度額を変更するものでございます。

次に、23ページの第4表、地方債補正。変更でございます。

起債の目的、庁舎建設事業債。補正前限度額11億1,190万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法は、ここに記載のとおりでございます。補正後限度額11億8,900万円、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。これは、先ほど歳入補正で説明いたしました起債分を増額するものでございます。

次、起債の目的、デジタル防災行政無線更新事業債。補正前限度額1億9,570万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、先ほどの庁舎建設事業債と同様の内容でございます。補正後限度額1億9,870万円。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。これも、先ほど歳入補正で説明いたしました起債分を増額するものでございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。38ページ、39ページをお開き願います。

2款1項3目財産管理費。補正額2,756万6千円、計19億9,516万円。財源内訳、特定財源、国道支出金2,715万4千円、地方債7,710万円、その他減額の7,668万8千円。内容を申し上げます。事業番号9番、庁舎移転事業41万2千円。これは、改善センター、ゆめりあの組織再編に合わせて社会福祉協議会が旧商工会に一時的に移転し、事務所として使用するため、暖房機移設や階段改修等の経費を補正計上するものでございます。

事業番号13番、公共施設新型コロナウイルス感染症予防対策事業2,715万4千円。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として補正計上するもので、抗菌剤を役場新庁舎、保育園、児童館、ゆめりあ、小中学校保健室、スクールバスと福祉バスに噴霧する経費

2,628万4千円、サーマルカメラ4台の購入経費37万円、その他必要な衛生物品などの購入経費50万円が内訳となります。

次、3項1目戸籍住民登録費。補正額2万円、計2,976万5千円。財源内訳、特定財源、国道支出金5千円、一般財源1万5千円。内容を申し上げます。事業番号2番、戸籍総合管理システム管理事業1万5千円。これは、中空知5市5町で共同運用しております戸籍総合管理システムに係る負担金の増額分を補正計上するものでございます。

事業番号5番、旅券発給事務5千円。これは、北海道から権限移譲を受けております旅券発給事務について、その発行事務を滝川市に委託して実施をしているもので、前年度の発給実績を当該年度に精算するものとなっております。当該予算で発行件数を80件で見込んでおりましたが、北海道から83件分の権限移譲交付金が確定したということでございますので、滝川市への事務委託金について、その不足分を補正計上するものでございます。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額538万4千円、計1億8,166万8千円。財源内訳、特定財源、その他400万円、一般財源138万4千円。内容を申し上げます。事業番号3番、総合健康福祉センター改修事業400万円。これは、継続費補正でご説明いたしましたが、新庁舎建設に伴う組織編成によるゆめりあ事務所等の一部改修に係る経費について、本年度分の額を補正計上するものでございます。

事業番号17番、国民年金事務費委託金過年度償還金44万9千円。これは、年金受給者のうち年金収入が一定額に達していない者に対して1か月当たり5千円を上限として支給する年金生活者支援給付金支給業務で、消費税増税に合わせて令和元年度から法定受託事務として実施しているものでございます。これに係る事務取扱交付金は、元年度に見込みで報告した額が交付されましたが、精算にかかる交付算定では超過交付となったことから超過分を償還する経費を補正計上するものでございます。

事業番号18番、社会福祉協議会運営経費補助金93万5千円。これは、新庁舎移転に伴い社会福祉協議会が旧商工会に一時移転するに当たり、移転後の光熱水費、器械警備、清掃業務の本年度分経費について町が実費分を社会福祉協議会に補助する経費を補正計上するものでございます。

次、3目障害者福祉費。補正額8万6千円、計3億3,490万円。財源内訳、一般財源8万6千円。内容を申し上げます。事業番号12番、地域活動支援センター負担金8万6千円。これは、在宅障害者が通所する砂川の地域会集う支援センターぽぽろへの運営負担金について新十津川町民の利用日数が増えたことから負担金の不足分を補正計上するものでございます。

次、2項1目児童福祉費。補正額182万円、計3億3,326万4千円。財源内訳、特定財源、その他で47万8千円、一般財源134万2千円。内容を申し上げます。事業番号3番、子ども生活応援事業47万8千円。これは、ポイントカード会が発行するとくとっぷカードが令和2年度中に新カードに変更されることとなり、当該カードと連動運用しておりますとくきっずカードについても新カードに移行する必要があることから、新年度当初からの切り替えを計画しており、その移行に必要な新カードの作成やポイント加算などに用いるタブレット端末の導入などに係る経費を補正計上するものでございます。

事業番号4番、児童館管理運営事業48万3千円。これは、児童館の新型コロナウイルス

感染症予防対策として、適切な換気を行えるよう暖房能力の高い暖房機3台を設置するための経費を補正計上するものでございます。

事業番号5番、子育て支援センター管理運営事業8万7千円。これは、子育て支援センターの新型コロナウイルス感染症予防対策として、換気を行う際にブラインドカーテンが今設置しておりますが、風にあおられると幼児に接触しけがを負わせる恐れがあることから、安全確保のためブラインドカーテンを布製カーテンに更新するための経費を補正計上するものでございます。

事業番号6番、放課後児童クラブ管理運営事業77万2千円。これは、放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染症予防対策として適切な換気を行えるよう、暖房能力の高い暖房機5台を設置するための経費を補正計上するものでございます。

次に、42ページ、43ページをお開き願います。

4款1項1目保健衛生総務費。補正額51万2千円、計2億2,732万6千円。財源内訳、一般財源51万2千円。内容を申し上げます。事業番号6番、後期高齢者医療特別会計繰入金51万2千円。これは、平成30年度の税制改正により本年度から控除の適用などで一部変更が生ずるため、後期高齢者医療保険料システムの改修に係る費用を後期高齢者医療特別会計に繰り出すための補正でございます。

次、3目福祉医療費。補正額51万6千円、計4,055万2千円。財源内訳、特定財源、その他で1万2千円、一般財源50万4千円。内容を申し上げます。事業番号4番、未熟児養育医療費助成事業51万6千円。これは、未熟児養育医療において入院期間が長期間となった対象者が発生したことから、当該助成で不足する経費を補正計上するものでございます。

次に、44ページ、45ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額1,800万円、計4億987万円。財源内訳、一般財源1,800万円。内容を申し上げます。事業番号4番、次世代農業推進支援事業1,800万円。これは、国の二次補正により本年度実施されました経営継続補助金を申請し、採択を受けてGPS機能付田植機や農業散布用ドローンを導入する農業者は、本町で実施しております次世代農業推進支援事業により助成対象にも該当することから、この申請が増え、GPS機能付田植機11台分、農業散布用ドローン30台分の費用についてを補正計上するものでございます。

次に、46ページ、47ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額0円、計1億7,729万9千円。内容を申し上げます。事業番号11番、緊急経済対策事業0円。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響に係る経済対策の第5弾として、ポイントカード会と商工会が共同して進めている新ポイントシステム導入に合わせて、消費者の購買意欲の向上と町内小売店等の売上向上、加えて、新システムの普及利用促進のための取組に係る費用の一部を助成するものでございます。助成対象の取組といたしましては、新カード交付時にプレミアムポイント2,000ポイント付与。そして、新カード発行後の2か月間買い物ポイント2倍イベント実施の二つでございます。1ポイントは1円換算で利用できるものとなります。なお、この事業の補正予算は、これまでの緊急経済対策で生じております残予算1,518万4千円をこの第5弾事業に充てることとするため、補正額は0円となっております。

次、2目観光振興費。補正額640万2千円、計1億1,032万8千円。財源内訳、一般財源

640万2千円。内容を申し上げます。事業番号8番、吉野地区活性化センター管理運営事業640万2千円。これは、吉野地区活性化センターの温水ボイラーが故障したことから、これを更新する経費を補正計上するものでございます。

次に、48ページ、49ページをお開き願います。

8款4項1目都市計画総務費。補正額135万9千円。計1億4,669万8千円。財源内訳、一般財源135万9千円。内容を申し上げます。事業番5号、下水道事業特別会計繰出金135万9千円。これは、下水道事業特別会計へ下水道事業消費税納付金分を繰り出すものでございます。

次に、50ページ、51ページをお開き願います。

9款1項3目災害対策費。補正額0円。財源内訳、特定財源、地方債300万円、一般財源減額の300万円。内容でございますが、これは、防災行政無線のデジタル化において、移動系防災無線のデジタル化が緊急防災減災事業債を充当可能となったことから、財源更正を行うものでございます。

次に、52ページ、53ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費。補正額減額の45万1千円、計8,332万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金減額の45万1千円。内容を申し上げます。事業番号10番、小学校空調設備整備事業減額の45万1千円。これは、小中学校空調設備事業における小学校設計委託費の不用額を減額するものでございます。なお、小学校の空調設備整備につきましては、国庫補助の採択を受けられるよう令和3年度に手続きを進め、令和4年度に整備をする予定でございます。

次、3項1目学校管理費。補正額4,225万1千円、計1億137万2千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,010万1千円。一般財源3,215万円。内容を申し上げます。事業番号8番、中学校空調設備整備事業4,225万1千円。これは、小中学校の空調設備整備を行うに当たっては、エアコンの整備を実施する場合、中学校はキュービクルも整備する必要がありますが、キュービクルの整備については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できることから、本年度中学校の空調設備整備を実施することとして、小学校と同様に設計委託費の不用額45万1千円を減額し、その差引額について補正計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算第10号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第77号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第78号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第78号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第78号、令和2年度新十津川町後

期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,868万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第78号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきまして、内容をご説明申し上げます。

58ページ、59ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

3款、繰入金。補正額51万2千円。これは、後期高齢者医療保険料システムの改修に係る一般会計からの繰入金でございます。計3,775万円。

6款、国庫支出金。補正額12万8千円。これは、後期高齢者医療保険料システムの改修に係る国の補助金でございます。計12万8千円。

歳入合計。補正額64万円、計1億1,868万9千円。

歳出でございます。

1款、総務費。補正額64万円、計160万8千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で12万8千円、一般財源51万2千円。

歳出合計。補正額64万円、計1億1,868万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金12万8千円、一般財源51万2千円。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。62ページ、63ページをお開き願います。

1款2項1目徴収費。補正額64万円、計98万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金12万8千円、一般財源51万2千円。内容を申し上げます。事業番号1番、徴収費64万円。これは、一般会計補正予算の後期高齢者医療特別会計繰出金でご説明いたしました税制改正に伴う後期高齢者医療保険料システムの改修に係る費用を補正計上するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第78号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第79号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第79号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第79号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号。

令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,732万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第79号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号につきまして、内容をご説明申し上げます。

68ページ、69ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

4款、繰入金。補正額135万9千円。これは、一般会計からの繰入金でございます。計1億1,724万円。

歳入合計。補正額135万9千円、計1億9,732万5千円。

歳出。

1款、下水道費。補正額135万9千円、計7,337万円。財源内訳は特定財源、その他で135万9千円。

歳出合計。補正額135万9千円、計1億9,732万5千円。財源内訳、特定財源、その他で135万9千円。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。72ページ、73ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費。補正額135万9千円、計1,151万円。財源内訳、特定財源、その他で135万9千円。内容を申し上げます。事業番号3番、下水道事業消費税納付金135万9千円。これは、公共下水道事業に係る消費税納付金が当初見込みより増加したことから増額補正をするものでございます。

以上、下水道事業特別会計補正予算第2号の内容説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第79号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第80号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

提案理由でございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称、樺戸郡新十津川町字吉野100番地4、新十津川町アートの森彫刻体験交流促進施設。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称、札幌市北区北20条西5丁目2番1号、一般社団法人風の美術館、代表理事、藤島保志。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

内容の説明を申し上げます。

ご承知のとおり、アートの森彫刻体験交流促進施設、通称、かぜのびにつきましては、本町独自の文化施設の拠点として、これまで平成23年から10年間にわたり指定管理者であります一般社団法人風の美術館で適正に管理運営をしていただいております。引き続き、指定管理者として適当であることから、指定管理を指定をするものでございます。

以上、提案理由及び内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第80号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午前11時46分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 日程第18、一般質問を行います。

一般質問は、配付しています通告表の順に進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

最初に3番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、町長に2点一般質問をさせていただきます。

まず1点目、非核、平和の町宣言についてでございます。

2017年7月に国連会議において採択された核兵器禁止条約批准国が、発効に必要な50か国に達し、来年1月に条約が発効することが確定いたしました。これにより核兵器の開発、製造、備蓄、使用などを全面的に禁止し、核兵器は違法であるということが国際社会の約束事となったと考えます。

平成29年第4回定例会でこの質問を行って以来、日本非核宣言自治体協議会の調べによりますと、北海道内で非核、平和の町宣言を行った町が2町増え、北海道内で120市町村が表明している状況にあります。

今年9月には、隣りまち浦臼町長が浦臼町議会定例会において、町としても非核平和に対する意識を明確に表明し、町民とともに共有すべきものと考え、今後、議会とも協議させていただき、今年度を目途に実施したいと表明されました。

そこで、次の2点について町長にお伺いをさせていただきたいと思っております。

1点目、このような情勢を町長はどのように思われているのか。

2点目、本町において、非核、平和の町宣言を行う考えはないでしょうか。できないとすれば、その理由をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんの一つ目の質問にお答えさせていただきます。

今回の質問に関しましては、今ほど質問の中にも触れていたとおり、平成29年第4回定例会において、お答えをさせていただいているものでございまして、結論から申し上げますと、前回のお答えと変わるところはございません。

当時の状況を振り返りますと、国連において核兵器禁止条約が122の国と地域の賛成により採択され、多くの国と地域が核兵器廃絶に向けた決意を表明し始めた頃であったと記憶しております。

以来、3年の歳月が経ち、核兵器禁止条約の発効要件となっている50の国と地域の批准が整い、来年1月に発効されることとなった旨の報道を、私もこの秋に耳にしたところがあります。

前回、お答えしたとおり、私は、核兵器の廃絶に向けては、国家レベルで時間をかけて外交努力を重ねていくことが重要かつ効果的であると考えており、今回の条約発効については、非常に大きな前進があったという認識をしております。

このようなことから、現段階においては、本町独自に平和のまち宣言を行う考えは持ち合わせておりません。

なお、質問の中に北海道内や近隣自治体における状況についても触れられていましたが、宣言というものは、独立した権能を有する地方政府としての市町村が、核兵器の廃絶と恒

久平和のまちづくりを目指して、それぞれに決意を表明するものであり、その数や状況によって、本町における宣言の在り方に影響を与えるものではないことを申し添えさせていただきます。

核兵器禁止条約の発効に伴って、1年以内に締約国会議が開催される予定とのことであり、核兵器を取り巻く世界的な環境の大きな転換点になるものと推測されます。

この会議には、批准していない国もオブザーバーとして参加できるようであり、唯一の戦争被爆国である日本が、この会議においてどのような振る舞いをするのか、既に世界も注目しているようであり、国内外を問わず、核兵器の廃絶へ向けた世論が一層喚起されていくものと思われまます。

このような潮流の中において、平和に対する本町独自のメッセージを発信していくことが好ましいという状況となれば、宣言に向けた検討を進めていくことになろうかと思います。

最後になりますが、戦争が引き起こした不幸な歴史は決して風化させることなく、様々な場面において戦争の悲劇と平和の尊さを後世に伝える努力を、今後とも続けていくところでございます。

以上、3番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 町長におかれましては、本町では、非核、平和のまち宣言、宣言されるつもりは今のところはないということでの答弁でした。

国家間での外交努力を重ねていくこと、それは本当に核兵器禁止条約については、それは当たり前のことだと思います。しかしながら、この非核、平和のまち宣言については、私は今、注視をしていかななくてはならないのは、世界の動きを注視していくべきなのではないかっていうふうに考えるところでございます。

その理由といたしましては、11日、アフリカにあるベナンという国が新たに核兵器禁止条約を批准しまして、51カ国の国が批准することとなりました。核兵器廃絶国際キャンペーンでは、12日のメッセージで「条約支持の勢いは強まっている。」と述べております。このことを見ても、世界は確実に非核の方向に向かっているのではないかって、私はそのように思うところでございます。

また一方、唯一の被爆国である日本は、29年に質問して以来、町長のおっしゃるとおり一向に変わることはありません。日本原水爆原水協の理事の方々が、「原爆を落とされた日本が動けば世界が必ず動く。」そういうふうにも言っております。是非、日本が非核に向けて歩み続けていくことを願っているところでございます。

それを後押しするためにも、やっぱり町と町民が一緒になって、この非核宣言に対する意識を明確にするべきではないかと私は考えるところでです。

滝川市では、市民と市民が戦争と平和について考える機会を設けるために、企画課と図書館がコラボし、朗読会やパネル展を行って、市民の皆さんと一緒に考える機会を設けております。

また、深川市では、市民と一緒に集いや朗読会を行って、平和について取り組むことを行っております。

戦後生まれの私たちの仕事として、また、未来の子供達への平和のまちを受け継いでもらうことに対しても、是非、本町においては、非核宣言を行っていただきたいと思いますが、町長はされないということであれば、また、そのような取組、朗読会であったり、また、集いであったり、パネル展であったり、今コロナ禍でなかなか大勢の皆さんが集まることができませんが、そのような町民と一緒に、非核、平和のまちについて考える機会を設ける、そういう行事等々について、町長のお考えはいかがなものでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんの再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、今まさに日本の被爆国としての与えられた位置は、世界の中で重要なポジションになっているというふうに思いますし、そのことが今、批准によって動き出していくことは間違いないのではないかなというふうな思いからですね、その動きを見極めながら、町としてどうすべきなのかっていうことを考えていきたいということでございます。

私は、平和のまち宣言自体について全く反対するつもりもなく、否定するものでございませぬ。常々平和を願い、人々が安心して暮らせる世の中になることを願っており、町のリーダーとして、誰よりも強くそうありたいと考えております。

今ほど、他の自治体の例もあったかというふうに思いますけども、この宣言ということを考えていくと、例えば、本町は、この平和とは違いますけども、健康づくりのまちの宣言をしております。これは、全町的な推進体制によって、濃度の濃い事業が展開され、今も継続されているのは、皆さん方のご理解とご協力があったることだというふうに思います。そういった中で、今の新十津川町におかれた状況を見たとき、平和のまち宣言というものは、国政レベルの取組、国の仕事として取り組むことが一番好ましいというふうに考えております。

平和のまち宣言、このこと自体は本当に良いことだというふうに思っておりますけども、まち、この我がまちの環境というのか、背景を考えていたときに、仏つくって魂入れずと言われるように、宣言に、先ほど言った自治体のような行動が伴っていないと、せっかくなつくつくしても良いものにはつながっていないというふうに考えております。

そういったことから、世の中の動静や世情が移ろい平和というものを、本町のまちづくりの中心に据えていこうというような気運が芽生えたタイミングで宣言を行うことが、この宣言の意義が深まるというふうに考えております。

繰り返しになりますけども、私は宣言を行う意義はしっかり据えた上で、しかるべきタイミングで宣言をすることが大切であると考えていることを申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） しかるべき時が来たら、本町も非核、平和のまち宣言、宣言していただけるということで、ちょっとは希望が見えたのかなというふうに思うところでございます。

そのことが一日も早く来ることを願いながら、また、新十津川町の町民と一緒にともに非核、平和のまち宣言をできることを祈念しながら、私の一般質問を次の質問に移らせていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） それでは、次の質問に入ってください。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス禍における職員の感染予防対策について、町長にお伺いさせていただきます。

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、北海道の感染者の累計が1万人を超えたと報道されております。空知管内でも医療機関でクラスターが発生し、町民はもとより町職員にも感染リスクが増すのではないかと心配されているところです。

すでに、奥尻町や清水町で町職員が感染してクラスターとなり、役場の業務に支障が出る事態となりました。役場の業務は、町民サービスに直結するものがほとんどであり、一つの課、一つのフロアがクラスターにより業務に支障が出るのがあってはならないと思っています。

今後、新型コロナウイルス感染症対策として、すべての職員とは申しませんが、少なくとも窓口業務や高齢者と多く接する機会がある職員に対して、定期的にPCR検査を行うなど、クラスターの発生を未然に防ぐ対策が必要だと思いますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんの2つ目の質問にお答えさせていただきます。

今ほど質問ありましたように、連日、多くの方の新規感染や死亡といった報道がなされており、お亡くなりになった方には、心よりご冥福をお祈り申し上げるとともに、今罹患している方々については、心よりお見舞いを申し上げます。

自治体においても、多くの市や町から職員の感染が発表されており、ひと度、感染者が発生してしまうと、庁舎の一時閉鎖、業務停止など、本当に多くの方に影響が及んでしまうことを目の当たりにし、感染しない、濃厚接触者にならないための予防の重要性を改めて認識しているところであります。

はじめに、職員の感染予防対策についてであります。北海道として取り組んでおります新北海道スタイルの励行を基本において、その実践に努めているところであります。

一例を挙げるまでもなく、マスクの着用、手指の手洗い、消毒、定期的な換気、オンラインの活用といった新しい生活様式を日常のものとして、職員一丸となって取組を進めております。

次に、業務を継続的に進めていくための対応についてであります。職員の感染に伴って、関わりのあった職員が一斉に濃厚接触者として認定されてしまうことを避けなければなりません。職員には、常時、マスクの着用を義務付けていますので、濃厚接触者となる確率は、かなり低いと思われませんが、更なる対策として飛沫防止用ビニールシートの設置、

配席の工夫といった取組を行っております。

また、職員やその家族に発熱等の風邪症状が見られる場合、そのまま出勤することによって、意図せずとも周りの職員に感染を広げてしまうといったことを避ける意味合いから、特別休暇を付与することとして、感染防止に配慮した勤務環境を構築しております。

質問の中に、一部職員に対して定期的にPCR検査を行ってはどうかのご提案がありましたが、現在の北海道におけるコロナの感染状況を鑑みた時、感染者や濃厚接触者の増加によって検査に携わる機関や職員の方々は、通常の検査能力を大きく超える状況で稼働していると伺っております。このような状況下、来庁される町民の皆さんの安心のためとはいえ、むやみに検査を依頼し業務量を増やすことが、果たして、行政機関として好ましい在り方なのか一抹の疑問を抱くところであります。

加えて、PCR検査は、感染から一定の日数を経ない場合、判定の精度が低くなり、感染者の見逃しが多くなるという特性を持っており、陰性の判定によって、安心感からかえって感染を広げてしまうという危険な側面も持ち合わせていることを知っておくことが必要であります。安心であっても、安全ではないということでもあります。

このようなことから、職員へのPCR検査については、感染者が発生した場合に、保健所の指示の下に必要とされる人に対して適切に実施すべきものと考えております。

質問の中に、道内の自治体における役場の業務停止の話にもありましたけれども、その自治体の職員が感染対策に手を抜いていたわけではありません。そういった中においても、新型コロナは、本当にどんなに気をつけていても、いつ何時感染してしまうか分からず、例えば適切かは分かりませんが、もらい事故に遭うようなものがあると考えます。

様々な対策を講じていたとしても、あつては欲しくはありませんけれども、濃厚接触者の発生は避けられない事態として起こりうることもご理解をいただければと思います。

いずれにいたしましても、職員をはじめ町民一人ひとりが、新型コロナの感染予防とまん延防止に向けた取組を常に意識し、感染リスクを回避する行動を徹底することにより、何とかこのコロナ禍を乗り切っていかなければならないと考えております。

以上、3番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 町長の答弁は、今のところを職員等々にPCR検査を行うつもりはないというご答弁だったと思います。

しかしながら、このコロナウイルス、感染していても無症状の感染者の方が知らず知らずのうちに別の方に感染させてしまう、そのことが今一番最も心配される場所ではないかと思われま。

高齢者や慢性疾患の方が新型コロナに感染してしまうと、重症化リスクが高いと言われております。感染しないように、高齢者や慢性疾患の持っている人には特に気をつけていかなければならないのではないかと考えるところではあります。

そういうリスクを考えますと、やっぱり、高齢者に携わっている人、また、窓口でいろいろな方と接触のある職員の方には、私はやっていただいたほうがいいんでないかなって、そのように思っているところではあります。

また、そのほかにおきましても、感染リスクが高いのは役場職員に限ったことではあり

ません。子供達と身近に接する教職員の方、また、住民のライフラインを守る業務に携わっている除雪センターのオペレーターの方々、その方々についても、やっぱりコロナウイルスに感染するリスクが高いのではないかと感じているところです。

また、除雪センターのオペレーターの方々におかれましては、出勤したときに検温と手指の消毒を実施されていたり、事務室や除雪車内の定期的な換気、消毒のルールを設けたり、一斉出勤のときには2班体制による時差出勤など、密集回避に取り組んでいることは、私達も委員会の中で説明を受けておりますが、ひとたび、このオペレーターの方々が感染されるということになると、オペレーターの仕事は高度な技術を要する特殊な仕事であり、なかなかその人たちの代替をする人がいないということが現実なのではないでしょうか。

教職員の方々におかれましても、今すぐにでもPCR検査をしていただきたいところですが、それが叶わないということであれば、3学期の始業式の前までにはPCR検査を行っていただいて、子供達の安心安全のため、新しい3学期の新学期を迎えるためにも、教職員の皆さん、また、住民のライフラインに携わっている除雪センターのオペレーターの方たちにも、このPCR検査をさせていただきたいなって、私は思っているところですが、再び町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 3番議員さん再質問にお答えをさせていただきます。

今ほど除雪センターの例、さらには、学校の教職員の例を挙げて再質問をしたものと伺っております。

このことは、この議場、議会議員の皆さんもそうですし、我々も同じだというふうに思います。それぞれの役割の中で、除雪センターのオペレーターの方は除雪業務に、学校の教職員は学校現場で子供達の学びのことをしっかりやっていく、私たちはそれぞれの役割を持って、それぞれの責任を持ってお互いいろんな仕事を行っております。ですから、議会議員もまったく議会議員として町民の代表として、今の一般質問もそうですけども、このように議会議員の役割としてやっている上では、感染リスクあつてはならないのと同じだというふうに思います。我々もそのように感染をしないように、しっかりそういう基本を守りながら、北海道スタイルを守っていくことが、一番、いわゆる、感染をしない、させない、守る、そういうことにつながっていくのではないかなというふうに思います。

一番、うちの町では商工業者もたくさんいるわけでありまして。不特定多数の人も入ってきます。そういった方においても、やはり、感染リスクのないようにビニールシートを置きながら、それぞれ従業員の方々も含めながら健康管理に努めている、先ほど職員の例を挙げて言ったようなことをそれぞれ商店街も、そして、福祉現場も医療現場も本当に命がけで、自分が感染したらほかの、いわゆる、今ほど質問のあった、いろんな病気のリスクのある人が重病になっていくこともありますから、そういったことを防ぐためには、自分がちゃんとそれぞれの仕事としてやっていく上で、感染リスク、感染をしないような、健康管理も含めて対応している現実だというふうに思います。

今ほどPCRがすごく良いように言うておりますけども、先ほども言ったように、やはり一定の期間を経ないとこのPCR検査の効果は現れないんです。一番悪いのは、陰性と

出た時に陰性が安心になって行動することによって、これが、自分の身体から、いわゆる、新型コロナウイルスの菌をまいてしまう恐れがあると。ですから、陰性から次何回かやっていくと陽性になっていくことが新聞やテレビでも出ているとおりになんです。

今、東京でも民間でこのコロナウイルスのPCR検査をできる体制が低廉な料金でやっています。よくテレビで新橋の一番良い所でやっています。でも、これは一つの安心であって安全ではないんです。そのことを、いわゆる陰性であっても、東京に住んでいる若い学生やなんかでも、安心であっても、その検査で陰性だから、ふるさと北海道に帰る。でも、北海道にいる親御さんは、その民間の陰性であっても安全ではないということもいろんなテレビの情報で聞いています。ですから、その陰性であったとしても、一時陰性であったとしても、帰ってきたときに陽性になる可能性はあります。ですから、親御さんは帰って来ないでくださいと言う方が結構いるわけなんです。

ですから、繰り返しになりますけど、PCR検査というのは一時陰性であっても、次に陽性になることがありますから、PCR検査だけに依存することは、非常な危険性をはらむということになっていくというふうに思います。

ですから、PCR検査を安易に受けることは、私としては考えていないということが、先ほど言った趣旨でありますので、そのことをご理解をしていただき、これからも新型コロナウイルスの感染リスクを防ぐために、新北海道スタイルを議会議員が先頭になって、我々も同じように、ちゃんと町民の皆さんとともに命を守っていく、そのことが一番大切なのではないかなということを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

○3番（進藤久美子君） ありません。

○議長（笹木正文君） 以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

次に5番、小玉博崇君。登壇の上、発言をお願いします。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） 議長のご指示がございましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、新ポイントカードを活用したまちづくりについてをご質問したいと思います。

商工会が行うポイントカード、正式に言いますとポイントカード会が運用するポイントカードシステムが新たに更新され、令和3年1月18日から新たに運用がスタートいたします。

この新システム更新に関しましては、町より多大なるご支援を賜り、私商工会員の一人としても心からお礼を申し上げたいと思っております。

この新たなポイントカードは、ICカードシステムを導入し、町内消費拡大、町外への購買力流出防止のほか、行政との連携によるまちづくりにも活用できることが大きな魅力と言えます。

健康診断や各種イベント、ボランティアへのポイント付与など行政ポイントを通じた戦略的なまちづくりの実践が可能となる中、本町のまちづくりにこの新ポイントカードをどのように活用しようと考えているのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今ほど質問の中に触れられていたとおり、来年1月18日に運用スタートする新たな商店街買物ポイントシステムは、ご承知のことと存じますが、ポイントカード会が事業主体で商工会と共同で導入の準備を進めているものであることをご理解いただきたいと存じます。

まず、新ポイントシステム導入に係る経過から説明させていただきますが、詳しく申し上げさせていただきますので、少し長くなりますのでお許しをいただきたいと思います。

ポイントカード会では、現行の打点式システムが導入後15年が経過していることから、平成30年度に今後の対応と後継機種を選定や先進地の視察などの検討を重ねられ、町に対しポイントカード会及び商工会から新システム更新等費用に係る財政的支援の要望があったところであります。

町といたしましては、町内の消費拡大及び町外への購買力流出防止などの対策のため更新が必要であるものと考えましたが、導入に際しては、商店街活性化のため商店街加盟店内でのシステムの定着、加盟店の増加及び利用者の利便性が図られること、そして、経済産業省の補助事業の採択を要件に費用の一部を補助することとしたものでございます。

元年度には商店街活性化検討委員会を設け補助事業の申請に不可欠な基礎資料の調査研究事業が行われ、本年度、経済産業省の商店街活性化、観光消費創出事業の申請を行い、9月16日に補助採択が決定した旨の報告をいただいたところであります。

その後、計画に基づき着実に準備が進められ、来年1月18日の運用スタートに向け最終段階に入っていると伺っております。

新ポイントシステムは、QRコードを活用したQRポイントシステムで、お買物などで貯まったポイントが1ポイント1円としてお支払いに使用できるようになっております。

また、町外から新十津川町を訪れる方にも利用してもらえようとするため、SNS、LINEのお友達登録機能を活用した情報発信を行い、システムと連動させることで交流人口を商店街へ呼び込む仕組みとなっていると伺っております。

本定例会に補正予算を上程しておりますポイントカード会と商工会で企画されましたイベントに対し財政的支援をすることとしておりまして、来年4月1日までに19歳以上となる全町民に、来る2月26日までの期限を設け、新とくとつぷカード申込交付の際に、お買物に使える2,000ポイントを特典付与として、1月18日の運用スタート後の2か月間、買物ポイントが2倍となるイベントが行われる予定になっております。

これにより多くの方に新カードを持っていただき、お買物で貯まったポイントを次回のお買物の支払に使用していただくことで、商店街加盟店内で循環できる仕組みが成立していくものと考えております。これらにより新ポイントカードの初期導入に係る普及定着を円滑に進めていくと同時に、コロナ禍に係る町内商工業者への経済対策と町民の皆さまへの経済支援の一助とするものでございます。

ご質問にありますポイントカード会が導入する新ポイントシステムをどのように活用していくか、つまり行政連携につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、この新ポイントシステムは、ポイントカード会が整備するものであることを念頭においていただきたいことを申し上げました。

この新システム導入に向けたポイントカード会及び商工会の検討協議の中では、行政連携を導入することで利用者の利便性が図られ普及促進にもつなげられるため、町として検討していただきたいとのご要望もいただいております、例えば、公共施設の利用ポイントの付与、子供又は高齢者の見守り機能など、ほかにも幅広く活用できる旨は伺っており承知しているところであります。

しかしながら、導入の最大の目的は商店街の活性化、地元消費拡大及び購買力の町外流出防止でございます。この度、ポイントカード会が新カード移行に際し、多くの加盟店参加に尽力をしていただきました。今後、本カードが加盟店独自のポイント特典の付与なども講じていただける予定と伺っておりますので、加盟店におきましても、町民の皆さまにとってもお互いに良い経済還流ができてくるものと期待をしているところであります。

そのようなことから、まずはお買物ポイントシステムの普及、拡大及び定着に向けてポイントカード会で尽力していただきたいと考えております。

町としましては、平成20年5月から現行のとくとっぷカード事業と町の子育て応援事業との連携させていただき、ポイントシステムを利用した得きっずカード事業に取り組んでおります。

得きっずカードは、新ポイントシステムに連携利用させていただくため、リニューアルを予定しており、来年4月スタートに向け新たなカードの作成費用などの必要経費を、これについても本定例会において補正予算として上程しているところであり、ポイントの特典付与による町内での購買意欲の高まりと子育て支援を継続的に進めていくこととしております。

また、新たに連携利用させていただくものとしたしましては、現在行っている子育て支援を目的とした行事参加に係るポイント付与の継続に加え、介護予防サポーターなどのボランティア及び健康診断への参加に対するポイントの付与についても、新年度の予算計上に向け現在検討をしているところでございます。

一方、各種イベントに関しましては、町の4大イベントであります陶芸まつり、ふるさとまつり、味覚まつり、雪まつりの会場内で新とくとっぷカードを活用したキャッシュレス化を図ることができれば、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を図るとともに、更なる新カードの普及促進及び貯まったポイントの利用促進、消費喚起、地元消費の拡大の一助になるものではと考え、調査、検討をしたところでございます。

コロナ禍で出店者とお客様との間で現金の収受が不要となるなどの利点がある一方、出店者用端末機器の準備には多額の初期費用がかかること、電子マネー機能を備えていないため、会場内で使用するポイント付与を個別に行わなければならないなど多くの課題があることから、現時点では困難であるとの判断に至ったところでございます。

ポイントシステムを活用したまちづくり、つまり行政連携につきましては、先ほど説明をした保健福祉課だけではなく全庁的に関連がございますので、今後も引き続き、新ポイントシステムを連携利用させていただくことで、行政効果があるメニューを見極めながら検討をして参りたいと考えてございます。

以上、5番議員さんの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 今ほど町長の答弁にもありましたとおり、今までは本町で行っている行政ポイントというのは、先ほどお話があったように、得きっずカードが中心となって、子育て支援型の行政ポイントだったと思います。これを今後、ボランティアだとかイベントだとか、行政効果のあるものに関して検討していただくということで、非常に前向きな答弁をいただきました。

今回、商工会の方でのこのポイントカード新システムを導入するに当たっての検証の中に、これまで現行行っているこの行政ポイント、子育てすまいるポイント、これの付与総数がこの3年間年々減少傾向にあるというような数字が載っております。付与総数としては、この3年間31.6パーセントの減。付与人数としては35.7パーセントの減ということになっておりました。

それと加えてですね、アンケートでは、町内で買い物する頻度が高い年齢層というのと、やはり40歳もしくは65歳以上の方が非常に町内で買い物をしているというデータが出ております。

そういうことから、現在の行政ポイントは子育て支援型なんですけれども、是非、全世代支援型への転換というところを見据えながら、是非、商工会それとポイントカード会とも協議を進めて、今後のまちづくりに有効活用していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、再質問なんですけれども、先ほど町長の答弁に今回のポイントカードは、町外の方にも付与できるような、そういうような仕組みを持つというようなお話がありました。

当初このポイントカードは、町内者が町外へ購買力が流れないようにという、そういった大きな目的があるんですけれども、今回、町外者にも目を向けたということで、町外から町内に購買力を流入する促進という意味でですね、この行政ポイントを町外者の方にも行政ポイントを付けるという考えがあるのかどうか、それをまず再質問でお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきます。

ただ今、今までの商工会の子育て支援型のポイントの付与の状況が減じているという状況の説明があったというふうに受けとめております。

今年、コロナ禍の関係でいろいろ町としても経済対策を打って、商工会ポイントカード会と連携しながら、ポイントの倍の付与なども実施をしてきたところでありますし、今ほどの説明中でも、次また実施をするということも申し上げましたけれども、この倍のポイントだとか、やった時に、非常に町内の買い物の喚起というのですかね、町内の買い物が増えているという実態も今伺っております。

そういうことは、倍にするというこの魅力、そういったものが買い物をするために町内で買い物をしようという、町内での買い物意欲にもつながっているというふうに思っております。

そのことは、先ほどの答弁でも言ったように、これからやっぱりポイントカード会、いわゆる加盟店の方々が、消費者に向けてどのようにこのポイントの魅力、いわゆる買い物

の特典だとかそういったものの発信をする、そのことが町内喚起にまずつながっていくのではないかなということ申し上げさせていただきたいなというふうに思います。

まずこのポイントカード会は、町内消費をまずしてもらうことが第一義的にありますので、そのことをまず町民と商工業者が本当にきずなで結びつく、そんなことが一番望まれることであります。

そして今回、今の質問にありましたように、町外から新十津川の町内へということがございました。チラシに食事券の割引券を送らせていただいたのを記憶しているというふうに思っております。このことは、町外にも配らせていただき、町内のグリーンパークだとかサライ、そして、ピットインだとか、いろいろピンネ荘も含めて、カードが使える、割引券が使える状態になっており、町外から来た人から新十津川にこういうおいしい食事をできる、提供できる店があるんだということ、やっぱり再認識していただいているんですね。

ですから、今の町内の店においても、新十津川に本当においしい独特の特産品を提供する店が、このポイント会、カード会に入っている方もおりますので、これは町外から町内に向けて消費が更に高まっていく、そういったことにはつながっていくというふうに思いますし、今までも町外からもたくさん来ている店もありますので、そのことを増幅させていく部分では、非常に有効なこのカードにしていければと思っておりますけども、現段階では、今いろいろ種々先ほどのイベントのことも含めながら検討をしている段階にありますので、いますぐこのことをこうしますということは申し上げることはできませんけども、このポイントカード会が進めていったこの新カードが、まずは新カードに加盟する方々の自助努力というのか、創意工夫でもって町内の方々に浸透していただき、そのカードが良いよということで、本当に自然的な発生の中で町外の方々にも浸透し、今のLINEというシステムが非常に拡散を、良い意味での拡散をしていくということがよく言われておりますので、町民が使っている方々においても、町外に向けてのいろんな意味の発信と加盟店の業者からの発信なども含めながら、そのカードの有効利用、これから非常にそのことは拡大をできることが大いにあるというふうに思っておりますので、今5番議員さんの再質問については、現時点で測定できないことを繰り返しますけども、十分そういうのを考えながら検討を進めていくと申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 来月、新しくスタートするということですので、この先のことについて考えていただけるということが分かりました。是非、考えていただきたいなと思います。

それでは再々質問はですね、先ほど町長からもお話あったように、この新ポイントカードをしっかりと定着するためには、普及と定着というところがとても大事だというふうに思っております。

先ほども町長お話あったように、商工会の方でこれを進めるに当たっては、加盟店はやはり増やさなきゃということで、すごく努力をしていただいて、以前から見ると加盟店が増えたという状況になっております。

ただやはり、まだ入っていただけないところだとか、そういうところもあります。なぜかという、今回の新ポイントカードシステムは、機械を置けばいいではなくて、要はインターネットにつなげなければいけないということから、なかなか商店、商工業者に少し負担が増えるというような状況があります。そういった状況もあってなかなか増えないという壁があるんですけれども、そこを何とかというところで今進めているところです。

もう一つはそのカードの普及という部分においては、これも商工会の調査アンケート等が出てきているのは、そのカードを持っても、ポイントが貯まっても、町内で使うところが少ないという意見がやはりあるのですね。そういう意味では、加盟店はしっかり増やしていくと、そしてポイントを町内で使う場所を増やしていくというところが、これが大きなこれからの課題なのかなというふうに思います。

そういったことから、例えば、この新ポイントシステム導入に当たって、商工業者が負担する部分の軽減策、もう一つは、ポイントを使う場所として、例えば、買い物だけではなくて行政として、納税だとか公営住宅の家賃だとか、そういったところにも将来的に活用をしていく、実際にそういったところも行政としてはあるんですけれども、将来的に今やりますとかっていうのはなかなか言えないかなと思いますけれども、そういうふうに、ポイントカードをもっと広い視点で活用して行って、町民に普及定着していくような考え方、今の段階でよろしいですので、町長の考え方を最後にお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再々質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

ポイントカード会、そして、商工会もですね、今ほど5番議員の質問にあったように、加盟店を増やすことが必要不可欠であると。私どももそのことをお願いをさせていただきました。

商工会とポイントカード会は本当に連携をして、この加盟店を増やすべく、本当に何回となくその加盟店の拡大に向けて奔走していただき、従前28店舗だったのが45店舗までに本当に激増していただきました。

このことは大きな使いやすさにつながっていくものと期待をしておりますし、この加盟店がどのような新十津川に位置づけられている行くのかということも、このポイントカード会が新ポイントカードになることによって、パンフレットというんすかね、そういったものを使って、飲食店の部類、建設業の部類だとか、その一般消費の部分だとか、いろいろジャンルを分けて、消費者に対して、町民に対して分かりやすく、そういったものもパンフレットを作って、町民の方に周知を徹底をしていくっていう努力も図られるということも伺っております。

そのことは非常に大きなことだというふうに思いますし、特に転入者の方も近年特にたくさんいらっしゃいますので、そういった方にも町内の商店街だとか、そういう買い物の良さもアピールできる、そういったきっかけになっていくのではないかなという期待をしているところであります。

また、カードの定着につきましては、非常に商工会並びにポイントカード会の努力、そして町も連携していろいろこう取り組んでいきたいし、今後も取り組んでいくということ

は、私自身も考えているところをごさいます、今の部分について、先ほどの答弁にありましたように、新型コロナの経済的な双方の対策として2,000円相当分を付与する2000ポイントを付与するというにございますので、町民の19歳以上の方にはそのカードをしっかりと持っていて、持っていてことによって、常時、持っていることによって、買い物する時にそのカードが45店舗に増えたその店によっていろんなポイントが付与されていくと、そういうことによって定着をしていくのではないかなというふうを考えているところであります。

再々質問の中で、インターネットの軽減策、さらには、町民に定着するための家賃だとか幅広い面でいろいろ考えられないかということがございましたが、質問の中にもありましたが、今すぐ即答はできないわけでありませうけれども、当初の答弁の中に触れられたとおり、行政効果ということをよく勘案しながら、このカードがどこで一番使うことが町民のために、そして、行政のためにも双方良いのかということを見極めて、しっかりこのカードの有効利用については十分検討を進めていきたいというふうを考えていることを申し上げまして、再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日17日は、議案調査のため休会となっております。

18日は、午前10時より本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時00分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第4回新十津川町議会定例会

令和2年12月18日（金曜日）

午前10時00分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第73号 新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第3 議案第74号 新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第75号 新十津川町後期高齢者医療に関する条例及び新十津川町債権管理に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第76号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第77号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第10号）
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第78号 令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第79号 令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について
（質疑、討論及び採決）
- 第10 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田	義 信	君
副町長	小 林	透	君
教育長	久保田	純 史	君
代表監査委員	岩 井	良 道	君
監査委員	奥 芝	理 郎	君
会計管理者	内 田	充	君
総務課長	寺 田	佳 正	君
住民課長	平 田	智 子	君
保健福祉課長	長 島	史 和	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	小 松	敬 典	君
建設課長	谷 口	秀 樹	君
教育委員会事務局長	後 木	満 男	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 畑	晃	君
--------	-----	---	---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、西内陽美君。8番、長谷川秀樹君。両君を指名いたします。

○議長（笹木正文君） 日程第2に入る前に、議案第73号から議案第80号までの案件につきましては、12月16日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、直ちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第2、議案第73号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第74号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第75号、新十津川町後期高齢者医療に関する条例及び新十津川町債権管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、新十津川町後期高齢者医療に関する条例及び新十津川町債権管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第76号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第77号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第10号を議題といたします。

質疑に入りますが、質疑を行う議員は、議案のページ番号、予算科目、事業名など最初に示してから発言するようお願いをいたします。

質疑はございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 47ページの7款1項2目、事業番号8番の吉野地区活性化センター管理運営事業について、お尋ねをさせていただきます。

この説明によりますと、温水ボイラーの更新ということで計上されております。この吉野地域の皆さんにとりましては、ここのお風呂、大変利用が多くて、皆さん喜んでいるところですが、9月の17日頃このボイラーが故障されて3月31日まで使用ができなくなるというふうにお聞きをしているところでございます。

地域の方々大変困っているというお話を聞かせていただいているのですが、9月の17日に壊れた時点で、もっと早くに対処ができなかったのか。また、地域の人達には、この3月31日までの休みの間、周知というか、こういう理由で休みになりましたということを地域の皆さんにお伝えすることができているのかどうか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁をものとめます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、3番議員の質疑にお答えさせていただきます。

少し経過から説明させていただきますけども、秋の4連休の前9月17日に故障が発生したということで、当時、町内の業者に修理の方法を検討してもらおうということで依頼しておりましたけども、古いボイラーであることと、それから、専門業者が近隣にいなかった

ことから、修繕方法の検討に少し時間がかかったということでございます。

故障の内容については、ボイラーとポンプの、それから配管への接続部分のゴムパッキンが破損していたということが最初の起因でございましたが、破損部分から水が漏れて、また、中に空気が入ったためボイラーの中の真空の部分が、そこまでも破損がしてしまったということで、少し大掛かりな修繕となるということがその段階では決まっていたところでございます。

そしてその間、町のホームページ、それから施設への貼紙等で周知は行ってございます。

11月4日になりましてから町内の業者の方から連絡がきまして、修繕方法を2案提案がなされました。一つは真空部分の装置を取り替えるというものでございましたが、もう一つは、ボイラーがもう古いものですから、17年稼働しているものですから、全部を取り替えてしまうというような提案でございました。

翌週の11月10日に吉野活性化センターの運営委員会の役員さん全員にお集まりをいただきまして、休館の期間ですとか、それから地域住民への利用も含めて修繕内容を双方で検討をさせていただきました。

結果としまして、冬場のお風呂の利用が少ないことを考えれば、長期間休館することも運営委員会側の方としても了承をいただいたこと、それから、真空管部分の装置だけを交換しても付随する部分もまた故障しかねないというようなりスクも背負っていることから、施設開設後17年が経過しておりますので、ボイラー本体とそれから流量を調整します循環ポンプ、こちらの方も取り替えるという方法を選択しまして、こちらの方をやりますと工期が約3か月間かかってしまうということから、どうしても3月末までにお風呂を休館するというようなことを活性化委員会の委員さんと協議した結果、決めさせていただきました。

なお、今後、住民の方にはこの定例会で議決なされたあと、1月の役員会で徳富区の皆さまにお知らせする文書を配布するとともに、もうすでにホームページの方では周知されておりますので、そういった形で今後周知の方を進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（笹木正文君） 3番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 48ページ、49ページの8款4項1目の都市計画総務費なんです、5番の下水道事業特別会計繰出金、これ79号の下水道事業の特別会計の補正予算にも関連するのですが、こちら側で、一般会計側で繰り出すということで、こちらで質問することによって今お聞きしたいのですが、いわゆる下水道の消費税の納付金が、ここでもって135万9千円の補正をしなければならないという理由、特に過年度分のものであれば6月日か9月で間に合っているはずだし、現年度分で足りないのあれば、なぜ今なのか、あるいはもっと別なものがあるのか、売上も仮払いも借受の消費税も発生しないで、消費税だけの金額ポンと出てくるので、その辺を詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 10番議員のご質問にお答えをいたします。

例年、消費税納付金につきましては、中間申告と確定申告とがございまして、9月に確定申告がございまして。その時に消費税の税率が確定して、昨年度の申告分と中間申告分と今回の申告分で合せて今年度で支出するという運びになっております。

今回、増額になった理由といたしましては、下水道使用料が都市計画区域内、下水道使用区域内の人口増によるものと、あと昨年度の消費税の中で8パーセントから10パーセントに増税になった分、この若干の見積が甘かったということで、今回補正をさせていただくということになっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 10番委員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 38ページ、総務費3目財産管理費、事業番号13番の公共施設新型コロナウイルス感染症予防対策事業についてお伺いいたします。

ここで使われる抗菌剤の種類ですとか、それにかかる工法についてお伺いしたいと思うのですが、抗菌剤に関しましては、早いもので3年を目途に塗り替えをしなければならないというものもあれば、半永久的な効果が認められるという抗菌剤もありますので、どういったものかまずお聞かせください。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは、7番議員の質疑にお答えいたします。

金額や補正額も大きくなってございますので、少し概要も含めて説明をさせていただきます。

業務の特徴的な部分ということでございますが、今回の業務につきましては、今ほどありましたように特殊な抗菌剤を建物の内部、あるいは車内、備品に噴霧しましてコーティングをさせるという内容でございます。

使用する抗菌剤につきましては、空気触媒セルフイーエルという特許製品でございまして、このコーティングされた抗菌剤が施設内や車内を浮遊するウイルスを分解し、不活性化させるという仕組みとなっております。

抗菌剤につきましては、無色透明、無臭の液体で天然素材ということでございますから、人体への影響は無害ということとなっております。

新型コロナウイルスへの直接的な有効性というものは、まだ現時点では確認できていないようでございますが、試験機関であります日本食品分析センターによるインフルエンザウイルスでの試験では、5分程度でウイルスがゼロになるという結果が出ておまして、顕著な抗ウイルス作用が確認されているというものでございます。

効果の持続期間ということでございますが、今回使用するこの抗菌剤その物に関しましては、理論的には半永久的というふうに言われているものですが、建物の中ですとか物質に付着をさせるという性質上、その付着させる素材がどのような環境で、こういった使い方をされていくかということに影響されてきますので、メーカーからは一般的に車両で2、3年、建物では5年から10年というような効果があるというふうに言われてございます。

なお、参考までにこういった抗菌剤を使用している施工例でございますが、大阪の市営地下鉄では2011年から全車両へ、新型コロナウイルスの拡大後では、JR西日本が在来線

の全車両5,370車両や券売機、あるいは阪急電鉄、南海電鉄さん、ホテルモントレさんなどでも採用されてございます。

北海道での事例でございますが、新千歳空港の全日空待合室の椅子のほか、この秋、新聞でもお目にしたかと思いますが、札幌市営の地下鉄、路面電車の全車両への採用が決定しているというような状況となっております。

施工対象場所についても少し詳しくお話させていただきますが、役場の新庁舎、保育園、保育園の送迎ワゴン、児童館、ゆめりあの集会場所等の施設、福祉バス、高齢者ワゴン、小中学校保健室、スクールバスを予定してございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員よろしいですか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） ありがとうございます。それと次は、対象場所、付着をするという場所についてお聞きしますが、最初は小さなお子さんから高齢者までが利用される施設というふうな説明がありまして、ただ今の施設のお話でしたが、自治会館や図書館につきましても、これも小さいお子さまから高齢者までがお使いになる場所だと思いますし、また、小中学校の校舎全体、あるいは武道場、そして、公園の遊具なんかもお子さんが使う場所だというふうに思いますが、この施設に対する抗菌剤の対策は行わないのでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の質疑にお答えいたします。

今回の場所の選定に関しましては、まずもって不特定多数の利用がある大きな施設ということで、役場庁舎とゆめりあを選定いたしました。

役場新庁舎は、今建て替わるこのタイミングで作業をするのが一番好ましいということもあって、まずもって入れさせていただきました。

ほかにもお子さまや高齢者が利用する非常に狭い空間の施設ということで、送迎車両等への施工というふうに考えてございます。

あと高齢者、あと乳幼児の利用施設ということで、小さなお子さまということで保育園、児童館、こういった施設を優先させたいというふうに考えてございます。

今ほど話にありましたように、小中学校につきましても、施工した方が良いというふうには判断はしておりますが、全体的な予算でありますとか、そういった事情を勘案しながら今回は、体調に不具合のある児童生徒の集まる保健室のみの噴霧というふうにさせていただいたところでございます。

国の3次補正予算、こういったものも今、国会では話題になってございます。こういったものの状況を見ながら他の公共施設についても、可能であれば対象を広げて行きたいということは視野に入れていることを申し添えさせていただきます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 42ページ、衛生費です。3目福祉医療費、事業番号4番、未熟児養育医療費助成事業ですが、これにつきましては、財源がご本人からの徴収金と一般財源

になっておりますけれども、国や道の負担金が交付されていない理由についてお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（平田智子君） 7番議員のご質問にお答えします。

これにつきましては、基本的には道の方から補助金がきておりますが、当初予算見込んだ中で、その分については金額内で納まるということで、今回は歳入の方には入れておりませんが、最終的にはくる予定とはなっております。

ただ、今回につきましては、ご本人の徴収金のみについて金額が明らかに足りないということだったので入れさせていただきました。そうですね、そうですね、うん確かに、確かに。

国とかのものについては、年内に入るのが国については6割分しか入らないということもありますので、その金額等と精査した中で、今回は歳入としては入れていませんけれど、実際に実績報告をした上で今年度と来年度に入ってくるものがありますので、その中で、また当初予算組む中で金額の方を精査させていただきたいと思ひまして、今回につきましては、ご本人からの徴収金、最終的には子ども医療の方から振り替えになるような形にはなるのですが、その分の金額だけを歳入補正させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員、何かあれば質問して下さい。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 申し訳ありません。実際にかかったお金に対する、国は6割とおっしゃいましたけれども、その扶助費というのか、本人の負担金抜いた部分の2分の1が国からの交付で道が4分の1というふうに未熟児医療はなってますし、それが1歳過ぎてしまえば次は子ども医療費として道からまた2分の1が出ることになっているものから、そのことが次の年度にかかって入ってくるということですね。

○議長（笹木正文君） 住民課長。

○住民課長（平田智子君） 7番議員のご質問にお答えします。

国の方については、先ほど言ったように半分ですね、5割はくるのですが、そのうち国から当該年度に入ってくるのは、その内の6割しか入ってこないのですよね。あとの4割については、実績報告ののちに精査されまして、翌年度に入ってくるという形を当初からとっておりまして、という意味です。

6割というのは、当該年度には6割しか入ってこなくて、翌年に実績報告を3月、4月になってから上げるのですが、その後にあとの4割分ですね、が国から支給されるという形になります。

それでその6割というのは、当初予算で組んだものと言ったらいいんですかね、当初予算で請求した分の6割が国から入ってくるんですよ。ですので、もし未熟児医療の医療費、扶助費が当初予算で組んだものより少なかった場合は、翌年度に今度は6割分、当初予算で組んだ分の6割分もう入ってきてますので、それより予算より少ない場合は、次年度に今度は入ってきた分から多い分をお戻しするという作業が発生します。というような形になっております。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第78号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第79号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第10、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可すること異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（笹木正文君） 本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 改めておはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和2年第4回定例議会終了に際し、貴重なお時間をお借りし、一言お礼の挨拶をさせていただきます。

まずは12月16日から本日まで開催されました第4回定例会、大変お疲れさまでございました。この度上程いたしました報告3件、議案8件、すべて原案どおりに可決決定をいただきましたこと、感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて今年を振り返りますと、何と云ってもコロナ禍に振り回された1年だったというふうに思います。感染症予防対策や経済支援など本町におかれてる状況や実態を考慮の上、必要に応じスピード感を持って予算措置をしまいいりましたので、今定例会でも第10号補正となっております、臨時議会も例年より多くの開催となりました。

また、新型コロナウイルス感染症防止のために、町民すべての方々は普段の生活が一変し、行動自粛など新たな生活様式での対応が求められたため、イベントの中止などもあり寂しい1年となりました。

そのような中であっても、本町の中心作物である稲作は天候にも恵まれ、出荷確約数量の111パーセントとなる豊作となり、品質も極めて良く、基幹産業を農業とするまちとして最高の喜びであります。改めて、たゆまぬ努力をされた農業者並びに農業関係機関の皆さまのご尽力に敬意を表するところであります。

来年の生産の目安につきましては、12月15日に北海道農業再生協議会が開催され、北海道の目安が示されたところであります。令和3年は、作付面積を増やしたい産地の意向を最大限踏まえて決定をしたことから、本町の生産の目安については、ほぼ維持できる見込みであり、まずは一安心をしております。

次に今年を振り返り、主だった事項について少し申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、スマート農業実証プロジェクト事業は、家族経営型農業として労働力不足、後継者問題などを克服する一助となり、格好良い、稼げる、感動するの新3K農業を形とした魅力ある農業を広く発信することができたとともに、町単独の次世代農業機械の購入助成について多くの農業者の方に活用いただくなど、スマート農業を着実に推進することができたと自負をしております。

次に行政報告で示させていただいておりますけれども、酒米粉を活用した開発商品、お米シロップであります。一つ目として、甘味料になる、二つ目として、製パン改良剤になる、この優良な発明をしたことで、ついに特許を取得いたしました。全道一の酒米生産

のまちとして、自治体としては特異な特許を有効に活用した商品開発を進めてまいりたいと考えております。

次に11月末現在の人口ですが6,549人、去年同期6,538人ですので11人増えております。一喜一憂するものではありませんが、コロナ禍の影響を受けている苦しい1年の中で人口減少の歯止めに着実な成果を挙げることができました。人口が増えていることは非常に有難いことと受け止めておりますし、これからも町民の皆さまをはじめ、商工、建設業各位の協力をいただきながら、積極的に進めていきたいと考えております。

一般質問にもありましたけれども、得とっぷカードが1月18日から新たにLINEを活用した新ポイントカードに生まれ変わりますので、町内消費の利用促進に弾みがつき、安心をして生活できる町につながっていくものと考えております。厳しい環境においても常にチャレンジをしていく商工業者とこれからも共に連携をして取り進めていきたいと考えております。

次に役場新庁舎につきましては、建設工事が完了し、あとは什器類の搬入やブラインドの設置などとなりました。来年開かれる第1回定例議会は、この議事堂で最後の定例会となり第2回定例会からは新庁舎での開催となりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私はこの1年、新型コロナウイルスの関係でほとんど出張がなかったことから、役場での勤務が多くあったわけであります。当然、喫緊の課題である新型コロナウイルスの感染防止並びに経済対策や支援などにも内部打合せ等に時間を要したところでありますけれども、その上でも更なる時間的余裕が生じたことから、現状における仕事の確認や次年度以降の事業の進め方、あるいは検討課題なども克服するためにどうすべきなのか等について職員にいつもより指示することが多く、職員には大変な思いをさせましたけれども、良い意味で深掘りする時間がとれた充実した1年でもありました。

議員各位におかれましても、私同様に出張が少なく、コロナ禍の中で思うように活動ができなかったことも多くあったかと思えますけれども、反面、在宅などにおいて現在の行政の進めている内容や方向性など、あらゆる角度から研究、研鑽を深める時間がとれたのではないかというふうに推察をしております。また、各常任委員会においては、直面する課題に対し、調査を行っていただいたことに敬意を表するところであります。

改めまして、議員各位の町政推進に対するご支援とご協力をおもひまして、何とか令和2年という1年を締めくくりができるというふうに思っております。大変この1年お世話になりました。

本来であれば今夕、議会議員、監査委員の皆さんと管理職以上で町主催の行政懇談会を開催し、お礼の挨拶をさせていただき懇談交流を深めさせて戴くところ、新型コロナウイルスの感染予防の観点から中止とさせていただきました。そのことから、町内経済の影響を少しでも抑制するため、一昨日、お持ち帰りのオードブルと地酒の購入につきましても、議員各位のご理解の上、ご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。

結びになりますが、新型コロナウイルス感染症のいち早い終息を切願し、来たる令和3年が町民の皆さまにとっても、議会にとっても、まちにとっても素晴らしく実り多い1年となるとともに、ご参会の皆さん方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げ、第4回定例会終了に当たってお礼の挨拶とさせていただきます。この1年間大変お世話にありが

とうございました。

◎議長挨拶

○議長（笹木正文君） それでは、第4回定例議会終了に当たりまして、私の立場からも一言お礼を申し上げたいと思います。

1年間を振り返りまして、本年は3月の第1回定例議会、その時点から北海道知事におきまして新型コロナウイルス緊急事態宣言が出されました。それによって日程の短縮や一般質問の割愛など前例のない議会運営が余儀なくされたところであります。

その後、新型コロナの感染者数がアップダウンする中で、少しでも多くの町民の皆さまに町政や議会を身近に感じていただけるようにと、第3回定例議会では初の夜間議会を試みたところであります。18時から開催いたしまして6名の一般質問を行い、その結果、町民の皆さまには好評という判断をいただきました。

しかし、今回の第4回の定例議会では、北海道はもとより全国的に感染者や重症者、そして、死者の数が最高値を更新する中、本町議会でも行政報告、教育行政報告、一部事務組合議会報告等を書面報告といたしました。

先ほど町長の挨拶にもありましたけれども、本来であれば本日開催予定の行政懇談会も中止とさせていただきます。

そんな中本町では、町民をはじめ議員各位、監査委員、町理事者、町職員の皆さまの賢明な判断とご協力によって感染も抑えられ、第4回の定例議会が予定どおりすべて議了し、年末を迎えることができましたことを深く感謝を申し上げる次第であります。

ただ、年が明けても早期にコロナ禍の収束は期待できません。しかし、コロナ禍が町政の停滞や各種住民サービスに影響を与えることなく、円滑な住民生活が保たれることを最優先として我々新十津川町議会は今後も進んでまいりたいと思っております。

今後も皆さまの更なるご協力をよろしくお願いをいたします。誠にありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） それでは、これで会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和2年第4回新十津川町議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午前10時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員